

## 商品概要説明書

J A教育ローン（ジャックス保証型）

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

商品名	教育ローン ジャックス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の営業エリア内に在住または在勤の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下（完済時年齢が 75 歳以下）の方。</li><li>○安定・継続した収入の見込める方。</li><li>○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。</li><li>○借換の場合、借換対象教育ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等</li><li>○支払い済み教育資金 申込受付前 3 ヶ月以内に現金で支払いしたもの</li><li>○教育ローンの借換資金</li><li>○その他当組合が認めた教育資金</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） 但し、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内とし、借換資金の場合は、残存一括償還金額を上限とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（元金据置期間含む・1 ヶ月単位） 元金据置期間の上限は次のとおりとします。<ul style="list-style-type: none"><li>①入学前の 7 ヶ月間以内</li><li>②卒業予定年月までの在学期間以内</li><li>③卒業後の 3 ヶ月間以内</li></ul></li><li>但し、留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとし、借換資金の場合は、残存償還期間を上限とします。</li></ul>
元金据置対象	対象学校と同様とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○次のいずれかよりご選択いただけます。</li><li>○お借入利率には保証料を含みます。 <b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</li></ul>

	<p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○元金据置返済（据置期間中は毎月利息のみ返済します。）</p>
担保	○不要です。
保証人	<p>○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は徴求いたします。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,400 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…5,400 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,400 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
必要書類	<p>①本人確認書類…運転免許証・パスポートなど当組合所定のもの。</p> <p>②所得を証明する書類</p> <p>給与所得者…源泉徴収票または所得証明書・住民税決定通知書の写し。</p> <p>自営業者……確定申告書（受付印のあるもの）または納税証明書（1・2）の写し。</p> <p>③使途・金額等が確認できる書類</p> <p>入学に必要な資金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格証明書、納付書、進学する学校からの入学案内等、進学することが確認できる書類。</li> </ul> <p>在学中に必要な資金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証、在学証明書等在学していることが確認できる書類。</li> </ul> <p>支払済み資金の場合は、3 ヶ月以内に発行された領収書。</p> <p>借換資金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残存期間および全額繰上返済金額が確認できる書類。</li> <li>・直近 6 ヶ月間の返済遅延が無いことを確認できる書類。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融課（電話：0438-23-0501）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>

	<p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県 J Aバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融課または千葉県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）      第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）      第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび株式会社ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

## J A木更津市

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類からの選択となります。